

**歯科材料9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アプレシブ研削器具（コード：70901000）**

ピンキーポイント

【形状・構造及び原理等】

- 1) 作業部：人造研削剤（酸化アルミニウム）をガラスで結合した軸付砥石。
- 2) 軸部：ステンレス鋼
軸部形式：HP用

【使用目的又は効果】

陶材、歯冠用硬質レジン、金属等の補綴物の研削、研磨に用いる。

【使用方法等】

歯科用電気エンジン、マイクロモーター、高速レーズなどに装着して使用する。

【使用方法に関する使用上の注意】

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し半チャックでないことを確認すること。
- 2) 使用前に予備回転を行い、振れがない事を確認すること。
- 3) 頭部の細いもの、長いもの、大きい形状のものは、折れたり曲がったりする事があるので、無理な角度や過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 30,000回転／分以下で使用すること。

【使用上の注意】

- 1) 重要な基本的注意
 - ① 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。
 - ② 変形、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
 - ③ 本材を使用して研削・研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が許可した防塵マスクを使用すること。
 - ④ 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。
 - ⑤ 本材は【使用目的、性能又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
 - ⑥ 本材は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】**【保管方法】**

- ・ 水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【包装】

同一形態 12本入り
同一形態 100本入り

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元 土屋製砥有限会社
住所 〒509-5311
岐阜県土岐市鶴里町細野 543-2
電話番号 0572-52-2150

* この添付文書の内容は改訂される場合があります。
添付文書は紛失しないようご注意下さい。